

2 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

(1) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

ア 取締り（警察庁、法務省）

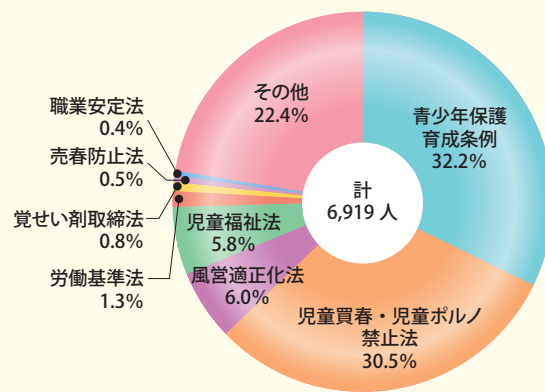
「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成11法52。平成26年6月一部改正。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）違反や児童福祉法違反といった福祉犯は、被害者の心身に有害な影響を及ぼし、その健全な育成を著しく阻害する。

警察は、積極的な取締りと被害者の発見保護に努めている。平成27（2015）年の福祉犯の検挙人員は、6,919人で、前年に比べ218人（3.1%）減少した（第3-50図）。このうち、暴力団などの関係者の検挙人員は257人で、福祉犯における検挙人員の3.7%を占めている（第3-51表）。

検察は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。

第3-50図 福祉犯の検挙人員（法令別 平成27年）

◆平成27年の福祉犯の検挙人員は6,919人。



（出典）警察庁「少年の補導及び保護の概況」

第3-51表 福祉犯の検挙人員と暴力団の関与（平成27年）

◆検挙人員の3.7%が暴力団等関係者である。

	計	風営適正化法	売春防止法	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	労働基準法	職業安定法	覚せい剤取締法	青少年保護育成条例	その他
福祉犯の検挙人員数 (A) (人)	6,919	416	36	400	2,113	91	29	55	2,230	1,549
暴力団等関係者 (B) (人)	257	62	3	95	16	13	9	28	26	5
関与率 (B/A) (%)	3.7	14.9	8.3	23.8	0.8	14.3	31.0	50.9	1.2	0.3
暴力団等関係者の構成比 (%)	100.0	24.1	1.2	37.0	6.2	5.1	3.5	10.9	10.1	1.9

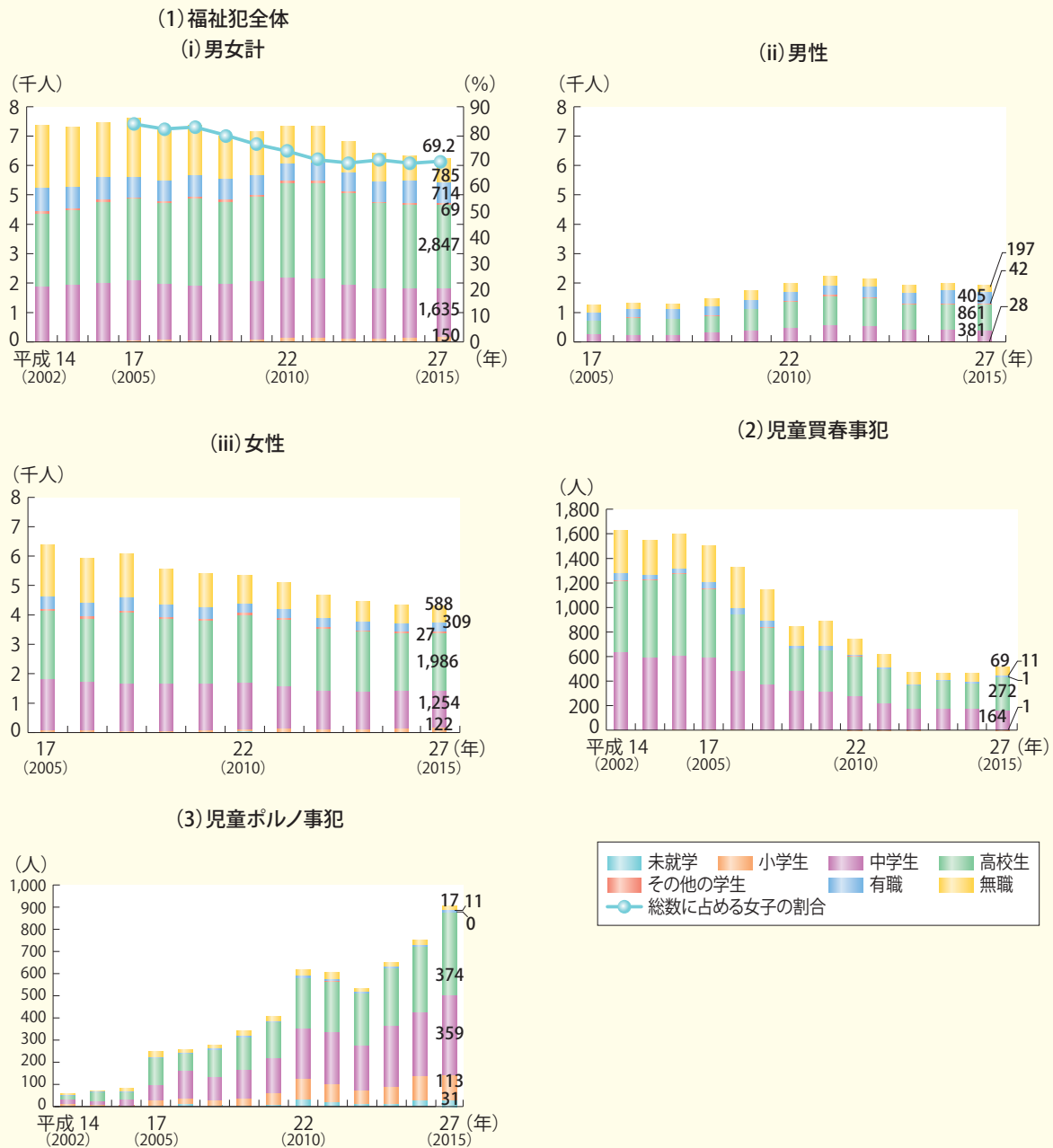
（出典）警察庁「少年の補導及び保護の概況」

イ 児童買春・児童ポルノ問題（内閣府、警察庁、総務省、法務省）

児童買春や児童ポルノは、子供の権利を踏みにじる断じて許しがたいものである。児童ポルノがいったんインターネット上に流出すれば、その回収は事実上不可能であり、被害を受けた子供の苦しみは将来にわたって続くことになる。福祉犯の被害者となった20歳未満の者は、このところ減少しており、全体として児童買春事犯の被害者が減少傾向にある一方、児童ポルノ事犯の被害者は増加傾向にあり、引き続き、こうした犯罪の撲滅に向けた取組みが重要である（第3-52図）。

第3-52図 福祉犯の被害にあった20歳未満の者

- ◆福祉犯の被害者となった20歳未満の者は、このところ減少している。
- ◆全体として児童買春事犯の被害者が減少傾向にある一方、児童ポルノ事犯の被害者は増加傾向にある。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

(注) 児童ポルノ事犯については、各年に新たに特定された被害児童数を計上。これ以外に、被害児童を特定できない画像について年齢鑑定を実施して立件する場合もある。

平成26（2014）年6月、児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。この法律は、平成26年7月から施行され、自己の性的好奇心を満たす目的での所持・保管罪については、平成27（2015）年7月から適用が開始された。

政府では、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害の撲滅と被害児童の権利の擁護に総力を挙げて取り組むため、「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3

月29日)を閣議決定し、平成28(2016)年4月以降、国家公安委員会が関連する対策の総合調整等をつかさどることとした。また、犯罪対策閣僚会議の下に「児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議」(議長:国家公安委員会委員長)を設置して、こうした子供の性被害を撲滅するため、今後3年間に視野に、政府として取り組むべき対策を多角的かつ包括的に規定する基本計画を策定した。また、官民一体となって、総合的な活動を推進するため、平成28年度より、関係する民間団体等及び行政機関から構成される「児童の性的搾取等撲滅対策推進協議会」(事務局:警察庁)が開催されている。

内閣府及び警察庁は、平成28年11月、児童ポルノ排除対策公開シンポジウムを開催し、児童ポルノをはじめとした子供の性被害の根絶に向けた国民運動の輪が更に広がるよう呼び掛けを行った。同シンポジウムでは、「児童を性的搾取の被害から守るために」と題した基調講演が行われたほか、民間活動団体等によるパネルディスカッションが行われた(第3-53図)。

第3-53図 児童ポルノ排除対策に関する協議会・シンポジウム



(出典) 内閣府資料

警察は、児童ポルノをめぐる情勢が深刻な状態にあることから、児童買春・児童ポルノ禁止法による積極的な取締りなどを行っている。平成27年には、1,938件、1,483人を検挙した。また、児童を組織的に支配し、出会い系サイトなどを利用して児童買春の周旋を行う事犯や、児童の性に着目した形態の営業に従事させる事犯など、児童の心身に有害な影響を与える事犯が発生していることから、その実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りや、有害業務に従事する児童の補導と被害児童の立ち直り支援などを推進している。

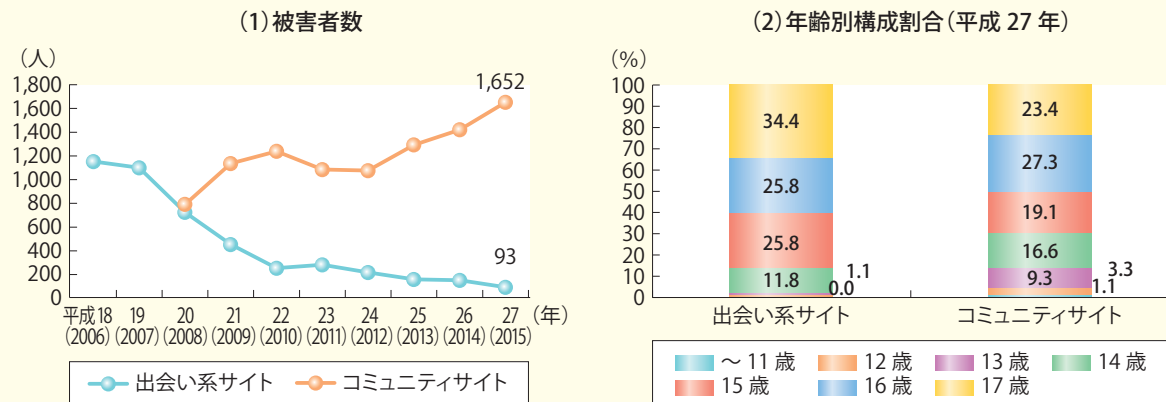
なお、児童ポルノの流通・閲覧を防止するため、インターネット・サービス・プロバイダなどの関連事業者によるブロッキングが実施されている。

ウ 出会い系サイトやコミュニティサイトの問題(警察庁)

出会い系サイトに起因する児童被害については大幅に減少しているが、一方で、コミュニティサイトに起因する児童被害については増加傾向が続いている(第3-54図)。特に、面識のない相手と容易に出会ってしまうようなアプリの利用やSNSの不適切な利用による被害が増加している。警察では、福祉犯事件の取締りを強化し「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反などを検挙している。また、子供が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った子供と接触して直接注意・助言などを行うサイバー補導を推進している。

第3-54図 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害に遭った18歳未満の者

- ◆出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った18歳未満の者が減少する一方、SNSなどのコミュニティサイトを起因として犯罪被害に遭う者の増加が続いている。
- ◆出会い系サイトに比してコミュニティサイトでは、より低年齢の被害者が多い。



(出典) 警察庁「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

エ 子供の犯罪被害の防止

① 学校における安全管理（文部科学省）

文部科学省は、「第2次学校安全の推進に関する計画」⁴³（平成29年3月閣議決定）に基づき、学校における安全管理を推進している。また、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として、元警察官などからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回や学校安全ボランティアに対する警備のポイントの指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子供の見守り活動に対する支援を行っている。さらに、都道府県教育委員会が行う防犯教室などの講師となる教職員などに対する講習会の開催を支援している。

② 関係機関・団体からの情報の活用（警察庁）

警察庁は、法務省から子供を対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、訪問による所在確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。

警察は、子供が被害に遭った事案や、子供に対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。これらの情報を、都道府県警察のウェブサイトで公開し、電子メールなどを活用した発信も行っている。

また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知し、検挙や被害者の保護に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が少年福祉犯罪や児童虐待事案、人身取引事犯などに関する通報を国民から電話やインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙などへの貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用している。

③ 人身取引対策（内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非

43 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1383652.htm

常に困難だからである。

政府では、平成16（2004）年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（平成16年12月）、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26（2014）年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」⁴⁴を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

平成28（2016）年5月、人身取引対策推進会議の第2回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

また、同年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてインターネットテキスト広告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼びかけた。

（2）犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応（警察庁、文部科学省）

人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健やかな育成に与える影響が大きい。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切である。

警察は、被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。臨床心理学や精神医学といった高度な知識・技能や豊富な経験を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら、支援を実施している。また、それぞれの地域において、保護者などとの緊密な連携の下に日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動などを行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している（第3-55図）。

44 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/keikaku2014.pdf>